

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表地域政策局の項中「市町行財政課」の下に「スポーツ推進課」を加え、同表健康福祉局の項中「医療介護保険課」の下に「国民健康保険課」を加える。

第八条第一項人事課の項第六号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第一項経営企画チームの項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条市町行財政課の項の次に次のように加える。

スポーツ推進課

一 スポーツの振興に関する企画及び総合調整並びにスポーツ振興施策の推進に関すること。

二 広島県スポーツ推進審議会に関すること。

三 広島県総合グラウンドに関すること。

四 広島県立総合体育館に関すること。

五 スポーツによる地域づくりの推進に関すること。

六 障害者スポーツの振興に関すること。（健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。）

七 競技力の向上に関すること。

八 国民体育大会その他各種スポーツ大会に関すること。

九 スポーツ関係団体（学校体育に関するものを除く。）に関すること。

十 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

十一 他局及び地域政策局中他課の所掌に属しないスポーツに関すること。

第十一条第一項子育て・少子化対策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第一項子ども家庭課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項食品生活衛生課の項中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関すること。

第十一条第一項医療介護保険課の項第一号中「関すること。（国保県単位化推進担当課長の所掌に属するものを除く。）」を「基づく保健医療機関等の指導監査に関すること。」に改め、同項第二号中「医療介護計画課及び地域包括ケア・高齢者支援課」を「健康福祉局中

他課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十一条第一項医療介護保険課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課

- 一 国民健康保険法に関すること。（医療介護保険課の所掌に属するものを除く。）
- 二 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。
- 三 広島県国民健康保険審査会に関すること。

第十一条第二項中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 子供未来戦略担当課長の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 ひろしまファミリープランに関すること。（子育て・少子化対策課の所掌に属するものを除く。）
 - 二 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画に関すること。
 - 三 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
 - 四 子どももの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 第十二条商工労働総務課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 広島県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十九年広島県条例第三十六号）に関すること。（商工労働局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十二条イノベーション推進チームの項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条経営革新課の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 広島県中小企業・小規模企業振興条例に基づく中小企業者等の意見の反映に関すること。

第十二条県内投資促進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に関すること。

第十二条県内投資促進課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条観光課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 住宅宿泊事業法に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 第十三条団体検査課の項第六号を削り、同条農業経営発展課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条農業技術課の項第七号を次のように改める。
- 七 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）に関すること。

第十九条第一項の表地域政策局の部に次のように加える。

<p>スポーツ推進課</p>	<p>広島県スポーツ推進審議会</p> <p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の規定に基づき、知事又は教育委員会の諮問に応じ、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び知事又は教育委員会に意見を述べること。</p>
----------------	--

第十九条第一項の表健康福祉局の部医療介護保険課の款中広島県国民健康保険審査会の項を削り、同款の次に次のように加える。

<p>国民健康保険課</p>	<p>広島県国民健康保険運営協議会</p>	<p>国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。</p> <p>国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服を審査すること。</p>
----------------	-----------------------	---

第十九条第一項の表健康福祉局の部国保単単位化推進担当課長の款及び同表農林水産局の部団体検査課の款を削る。

第五十二条生活衛生課の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号から第十八号までを四号ずつ繰り上げる。

第六十条の表中「三次市栗屋町」を「三次市十日市東四丁目」に改める。

第六十一条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号中「獣畜のと殺及び解体並びにと畜場並びに」を削り、同号を第三号とする。

第三十条第二項本文中「プロジェクトチーム」を削り、同項の表西部工業技術センターの部中「炭素繊維プロジェクトチーム」を削る。

第三十一条第二項西部工業技術センターの部炭素繊維プロジェクトチームの項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六十条及び第六十一条の改正規定は、平成三十年六月一日から、第十一条第一項の改正規定（食品生活衛生課の項を改める部分に限る。）及び第十二条の改正規定（観光課の項を改める部分に限る。）は、平成三十年六月十五日から施行する。